

・照会対象者と照会者（法定相続人）の関係を示す戸籍等

※相続関係書類の不足、不備が多数見受けられます。相続関係書類の不足、不備がある場合には再提出が必要になり、申請受付および回答まで時間がかかります。原則として法定相続情報一覧図（法務局認証済み）をご提出ください。

※やむを得ない事情により法定相続情報一覧図のご提出が難しい場合は、下記の戸籍等で代替可能です。

| 照会者 | 例 | |
|------|---------------------------|---|
| 配偶者 | 照会対象者の死亡日の記載のある戸籍全部事項証明書 | |
| 子 | 照会者 | →現在の戸籍全部事項証明書 ※死亡日以降に発行されたもの ※照会者欄に「除籍」と記載されたものは不可 |
| | 照会対象者 | →除籍全部事項証明書 もしくは死亡診断書 ※死亡日の記載のあるもの |
| 孫 | 照会者 | →現在の戸籍全部事項証明書 ※死亡日以降に発行されたもの ※照会者欄に「除籍」と記載されたものは不可 |
| | 照会対象者 | →除籍全部事項証明書 もしくは死亡診断書 ※死亡日の記載のあるもの |
| | 照会対象者の子 | →除籍全部事項証明書 ※子の死亡日の記載のあるもの |
| 親 | 照会者 | →現在の戸籍全部事項証明書 ※死亡日以降に発行されたもの ※照会者欄に「除籍」と記載されたものは不可 |
| | 照会対象者 | →改製原戸籍、除籍全部事項証明書、戸籍全部事項証明書 ※出生～死亡まですべて迎れる戸籍が必要です。照会対象者により、必要な戸籍種類が異なります。 |
| | 【照会対象者に子がいる場合】 照会対象者の子 | →除籍全部事項証明書 ※子の死亡日の記載のあるもの。 |
| 兄弟姉妹 | 照会者 | →現在の戸籍全部事項証明書 ※死亡日以降に発行されたもの ※照会者欄に「除籍」と記載されたものは不可 |
| | 照会対象者 | →改製原戸籍、除籍全部事項証明書、戸籍全部事項証明書 ※出生～死亡まですべて迎れる戸籍が必要です。照会対象者により、必要な戸籍種類が異なります。 |
| | 照会対象者の両親 | →除籍全部事項証明書 ※両親の死亡日の記載のあるもの |
| | 【照会対象者に子がいる場合】 照会対象者の子 | →除籍全部事項証明書 ※子の死亡日の記載のあるもの。 |
| 甥姪 | 照会者 | →現在の戸籍全部事項証明書 ※死亡日以降に発行されたもの ※照会者欄に「除籍」と記載されたものは不可 |
| | 照会対象者 | →改製原戸籍、除籍全部事項証明書、戸籍全部事項証明書 ※出生～死亡まですべて迎れる戸籍が必要です。照会対象者により、必要な戸籍種類が異なります。 |
| | 照会対象者の両親 | →除籍全部事項証明書 ※両親の死亡日の記載のあるもの |
| | 照会対象者の兄弟姉妹 | →除籍全部事項証明書 ※兄弟姉妹の死亡日の記載のあるもの |
| | 【照会対象者に子がいる場合】 照会対象者の子 | →除籍全部事項証明書 ※子の死亡日の記載のあるもの。 |

※個別具体的な事情によっては、事務局から追加で書類提出を依頼することがあります。

※戸籍は、最寄りの役場に取得可能かお問い合わせください。